

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：34427

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01441

研究課題名（和文）「ビジネスと人権」における国際人権法の発展：行為規範としての明確性と実効性

研究課題名（英文）Development of International Human Rights Law in Business and Human Rights: Certainty and Effectiveness as Standards of Conduct

研究代表者

菅原 絵美 (Sugawara, Emi)

大阪経済法科大学・国際学部・教授

研究者番号：80712223

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,100,000円

研究成果の概要（和文）：研究期間を通じて、11回の研究会を実施し、その成果をウェブサイトで公表した。国内外での調査・研究に加え、研究成果を国内・国際学会・会議で発表してきた。2024年9月に『ビジネスと人権：国際人権から見た規範形成・普及のダイナミズム（仮）』を日本評論社から出版予定である。同書では、「ビジネスと人権」がとらえるダイナミックな現象の全体像を示したうえで（第1部）、国際社会における展開について（第2部）、国内社会における受容について（第3部）、さらに国際人権法における当事者の権利の視点（第4章）から、前進と課題を理論的および実証的に分析および検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果として、国際人権法の規則が国家・非国家アクターの行為を媒介して、企業の行為規範として機能し、一定の明確性と実効性を有することを理論的・実証的に論じたことに意義がある。すなわち、国際人権法が企業の行為規範としてどこまで具体的内容を有しているのか、また、人権の実効的保障のために国際人権法が企業の行為規範として機能するとはどういうことかについて検討を行った。本研究を通じて、国際社会および国内社会の法・政策の視点から、さらに人権条約上の権利保有者の視点から、国際人権法の企業の行為規範としての明確性や実効性を明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：Throughout the research period, 11 study meetings were conducted, and their outcomes were published on the website. In addition to research and studies conducted domestically and abroad, research findings have been presented at domestic and international academic conferences. The book titled "Business and Human Rights: Dynamics of Norm Formation and Dissemination from an International Human Rights Perspective (tentative)" is scheduled to be published by Nihon Hyoron Sha Co., Ltd. in September 2024. In this book, after outlining the overall picture of dynamic phenomena captured by "business and human rights" (Part 1), the developments in the international community (Part 2), and acceptance in domestic society (Part 3) are examined theoretically and empirically, along with analysis and discussion of progress and challenges from the perspective of stakeholders' rights in international human rights law (Chapter 4).

研究分野：国際人権法

キーワード：国際人権法 ビジネスと人権 企業の社会的責任 デュー・ディリジェンス サプライチェーン 人権の実効的保障 行為規範

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

国際法および国際人権法の新たな研究領域として登場したのが「ビジネスと人権」である。国連を中心とする国際社会では、企業の事業活動とステークホルダー(労働者、消費者、地域住民、投資家、政府など)との関わりのなかで生じる様々な人権問題を「ビジネスと人権」として包括的に捉え、国際的な関心事項として位置づけてきた。企業の社会的責任(CSR)の世界的な広がりの後押しを受け、2011年には「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会において全会一致で承認された。指導原則では、企業が国際人権法上の権利を尊重する責任を有することが確認された。現在、国連人権理事会で当該企業責任を国内裁判で追及し救済を可能とする条約案が検討されている。

この国際人権法を遵守する企業の責任は、既存の国際法理論からみて2つの課題を生じさせている。第一は、国家を名宛人として発展した国際人権法が、企業に対してどのような履行内容を求めているのかが不明確なことである。国際人権法は国家に法的義務を課し、その国家による立法、行政、司法を通じて企業に対する履行内容が具体化されてきたからである。現在、国際機関、政府、業界団体、市民社会組織などにより当事者別や業種別などのガイドラインの策定が試みられているが、本来の規範内容を離れて自由に解釈されるうる危険性が懸念されており、理論的および実証的な視点から国際人権法が企業の行為規範としてどこまで具体的内容を有しているのかを検討する必要がある。

第二は、国際人権法の実効性を検討する際、「ビジネスと人権」で中心となる行為規範としての機能が十分に評価されてこなかったことである。国際人権法を含む国際法は、分権性を特徴とする国際社会において、法としての実効性が常に問われてきた。そしてその実効性が確認できる国家実行として注目されてきたのが国内・国際裁判などの手続であった。このような法の実効性として裁判規範を前提とする姿勢は「ビジネスと人権」の先行研究においても同様であり、人権の実効的保障のために国際人権法が行為規範として機能するとはどういうことかについては積極的に検討されてこなかったといえる。そこで、本研究では「ビジネスと人権」をテーマに「国際人権法は企業の行為規範として機能しているのか、機能しているとするならばそれはどの程度の明確性および実効性を有するのか」を研究課題の中核をなす学術的な問いとする。

## 2. 研究の目的

本研究は、国際人権法の規則が国家・非国家アクターの行為を媒介して、企業の行為規範として機能し、一定の明確性と実効性を有することを理論的・実証的に検討することを目的とする。

第一に、国際人権法の企業の行為規範としての履行内容の明確化である。子ども、女性、先住民族、障害者、移民・難民、LGBTというマイノリティの視点に、労働者、消費者、地域住民というステークホルダーの視点を加えて分析を行う。権利の内容は多岐にわたるため、差別禁止、身体の自由および安全への権利、労働の権利、健康への権利、相当な生活水準への権利の5つの権利に焦点を当てる。

第二に、国際人権法の行為規範としての実効性を評価する具体的な分析枠組の構築である。国際人権法の目的である人権の実効的保障に鑑み、国家・非国家アクターの「予防・救済」の取組みを指標とし、国際人権法の実効性を段階的に評価できるような具体的な分析枠組の構築を試みる。

## 3. 研究の方法

研究メンバーは、研究代表者、研究分担者7名、研究協力者4名の計12名で編成した。国際法、憲法、国際政治学の学際性に配慮しながら、「ビジネスと人権」研究に先駆的に取り組んできた研究者はもちろん、当事者およびビジネスの視点から人権規範を研究する第一線の中堅・若手研究者および実務家である。

前述した目的を達成するために、研究代表者の研究総括のもと、ふたつの研究グループを編成し、研究成果を相互に議論しながら、研究を展開した。第1のグループは、子ども、女性、先住民族、障害者、LGBTといったマイノリティの視点から企業の行為規範としての国際人権法の明確性・実効性に関する研究を進め、第二のグループは、企業の行為規範としての国際人権法の実効性に関して、国際レベル(国連人権理事会、条約実施機関、ILOなど)、国内レベル(各国の立法・司法・行政、国際比較、日本における動向など)で研究を進めた。このようにグループ化により研究の視点は整理したうえで、個人研究(文献研究および調査研究)を基軸に、研究会を通じてそれぞれの研究成果を有機的に結びつけることで、本研究プロジェクトの問いである「国際人権法は企業の行為規範として機能しているのか」について結論を見出すことを目指した。第12回国連ビジネスと人権フォーラム(23年開催)における研究者交流を通じて本研究に対して有益な助言・意見等を得たうえで、最終的には各自が原稿としてまとめた。

#### 4. 研究成果

本研究は、当初 2019 年度から 4 年間のプロジェクトであったが、2019 年末に始まる新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、2020 年度および 2021 年度に予定していた海外調査研究および研究者交流、関係者へのインタビューなどの実施が不可能となったことを受け、1 年延長しての実施となった。

##### (1)国内での合同研究会の実施

2019 年～2023 年度において、対面およびオンラインにより 11 回の研究会を実施した。科研プロジェクトを構成する 12 名の研究員による年次研究報告に加え、ビジネスと人権に関する課題の専門家・実務家をゲストとして招き報告をいただいた。例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における持続可能性に配慮した調達コード（黒田かをり氏（2019 年度第 2 回研究会））、貿易政策・貿易協定と「ビジネスと人権」（濱田太郎氏（2022 年第 1 回研究会））、投資条約仲裁と国際人権法（平野実晴氏（2022 年第 1 回研究会））、欧州の気候変動訴訟（中西優美子氏（2022 年第 2 回研究会））、EU 競争政策と「ビジネスと人権」（亀岡悦子氏（2022 年第 2 回研究会））がある。研究会の成果は、ウェブサイト（<https://bhrts2019-2022.org/index.html>）で公表している。

##### (2)国内・海外での研究調査の実施

科研テーマに関して、国内外での調査・研究に加え、研究成果を国内・国際学会・会議で発表してきた。新型コロナが発生する前の段階で、海外での研究活動として、スイス・ジュネーブの国連人権理事会または国連人権高等弁務官事務所において当事者の視点からのインタビュー調査などを行うとともに、国連ビジネスと人権フォーラムに参加し「ビジネスと人権」の最新の研究・実践動向について調査した。コロナ禍では、海外調査は難しくなってしまったが、11 月末に開催される国連人権理事会の「ビジネスと人権フォーラム」にオンラインで参加するとともに、22 年度に入ってから、EU（ベルギー・ブリュッセル）への研究出張、英国・フランスへの研究出張、そして 23 年度には国連ビジネスと人権フォーラムが対面で開催された。そこでの研究者交流を通じて研究成果に対して、世界各地から集まる専門家から非常に有益な助言・意見等を得ることができた。

##### (3)研究成果としての書籍刊行を予定

研究成果として、2024 年 9 月に『ビジネスと人権：国際人権から見た規範形成・普及のダイナミズム（仮）』を日本評論社から出版予定である。同書では、「ビジネスと人権」がとらえるダイナミックな現象の全体像を示したうえで（第 1 部）、国際社会における展開について（第 2 部）、次に国内社会における受容について（第 3 部）、前進と課題を理論的および実証的に分析および検討する。そのうえで、国際人権法における当事者の権利の視点から「ビジネスと人権」およびその実施について検討する（第 4 部）。

第 1 部では、第 1 章の「グローバル社会における『ビジネスと人権』のダイナミズム」として国連ビジネスと人権に関する指導原則とは何か、また本書で示す国際、国内、当事者という視点の意義について説明する。さらに、第 2 章では、「ビジネスと人権」というコンセプト化の意義と課題を、政府、企業、市民社会等の視点から論ずる。

第 2 部の国際社会における「ビジネスと人権」の展開では、第 3 章として、ビジネスと人権条約の制定に向けた国連における作業経過と主要論点を、第 4 章として、ILO 基準の企業に対する行為規範としての展開を、第 5 章として、国連の「持続的な平和」における「ビジネスと平和」の統合を論ずる。

第 3 部の国内社会における「ビジネスと人権」の受容では、第 6 章として立憲主義からの議論を、第 7 章として競争法の視点からの議論を論ずる。第 8 章ではフランスにおける人権デューデリジェンス法の研究を、第 9 章では労働分野における地域・国内政策の比較分析を行った。第 10 章では、日本では 2020 年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されるが、それに至る経緯と今後の課題を研究した。

第 4 部では、「ビジネスと人権」に対する当事者別の国際人権法の視点からの問題提起として、女性の権利（第 11 章）、LGBT の権利（第 12 章）、子どもの権利（第 13 章）、障害者の権利（第 14 章）、先住民族の権利（第 15 章）から論じた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 菅原絵美	4. 巻 119
2. 論文標題 サプライチェーンにおける人権尊重のための「ビジネスと人権」政策の展開：企業によるデューディリジェンスの法制化と能力構築に焦点を当てて	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 大阪経済法科大学論集	6. 最初と最後の頁 65-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅原絵美	4. 巻 629
2. 論文標題 日本における「ビジネスと人権」の展開と労働組合の役割	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働調査	6. 最初と最後の頁 4-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sugawara Emi	4. 巻 39
2. 論文標題 Business and human rights in Japan: An overview	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 288 ~ 291
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.56367/OAG-039-10704	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sugawara Emi	4. 巻 40
2. 論文標題 Business and human rights in Japan: Rights holders' perspectives	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 280 ~ 282
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.56367/OAG-040-10704	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sugawara Emi	4. 巻 41
2. 論文標題 Business and human rights in Japan: Progress and challenges of the Japanese government	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 250 ~ 251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.56367/OAG-041-10704	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sugawara Emi	4. 巻 42
2. 論文標題 Progress and challenges in corporate initiatives towards human rights in Japan	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 256 ~ 257
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.56367/OAG-042-10704	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅原絵美	4. 巻 94(4)
2. 論文標題 ビジネスと人権に関する指導原則の国内的实施 : マルチステークホルダー・アプローチを通じた実効性確保と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅原絵美	4. 巻 825
2. 論文標題 「ビジネスと人権」というまなざし	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 部落解放	6. 最初と最後の頁 14-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅原給美	4. 巻 33
2. 論文標題 日本におけるビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）の策定：ベースラインスタディを通じて見えてきた課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 117, 118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kanami Ishibashi, Yasue Mochizuki, Akiko Toi, Koichi Owase, Yuko Osakada, Noriko Okubo, and Marie Tomita	4. 巻 16
2. 論文標題 Domestic Social Structures that Contribute to the Realization of Sustainable Development: Perspectives from the State of Distributive Justice in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ICCLP Publications No. 16: Japanese Reports for the XX1st International Congress of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 196-218
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 59巻2号
2. 論文標題 ロシアによるウクライナ侵攻の北極圏先住民族への影響と今後の見通し	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 極地	6. 最初と最後の頁 23-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 34
2. 論文標題 「先住民族の権利に関する国連宣言」とアイヌ施策推進法を巡る議論	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 37-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Nakamura Naohiro, Osakada Yuko	4. 巻 -
2. 論文標題 Examining the effectiveness of the educational role of the permanent exhibition at the National Ainu Museum, Japan, using online user generated review	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Diaspora, Indigenous, and Minority Education	6. 最初と最後の頁 1~14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/15595692.2023.2298859	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 53
2. 論文標題 先住民族の国境を越えた連帯 - 2005年北欧サミ条約案の意義と直面する困難性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 平和研究	6. 最初と最後の頁 17, 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子匡良	4. 巻 1831=1832
2. 論文標題 優生保護法訴訟にみる被害と救済－救済法の視点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 賃金と社会保障	6. 最初と最後の頁 53-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子匡良	4. 巻 147
2. 論文標題 人権擁護のために地方自治体に求められる役割	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アカデミア	6. 最初と最後の頁 32-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 6
2. 論文標題 LGBT/SOGI施策を考える：国や自治体の現状からみえる課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 1, 13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 近江美保	4. 巻 2
2. 論文標題 国際人権法とジェンダー 人権と『女性の人権』を考える	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 小畑 郁・山元一編集 『国際人権法の理論【新国際人権法講座 第2巻】(国際人権法学会創立30周年記念)』 信山社	6. 最初と最後の頁 70-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 近江美保	4. 巻 7
2. 論文標題 女性に対する暴力(酸攻撃)事件の捜査 女性に差別的な社会的文化的背景の影響 テルシャナ判決： Tershana v. Albania, 4 August 2020	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 253-275
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 近江美保	4. 巻 33
2. 論文標題 女性差別撤廃条約の解釈と実施に見る国際的展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 46, 51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 菅原絵美
2. 発表標題 国連からの眼差し：人権理事会<ビジネスと人権>作業部会の動きを通じて
3. 学会等名 国際人権法学会第35回（2023年度）研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 菅原絵美
2. 発表標題 生成AIが与える社会への影響：「ビジネスと人権」の視点から
3. 学会等名 日本ソーシャル・イノベーション学会第5回（2023年度）年次大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Osakada
2. 発表標題 Pitfalls of the Green Shift: Challenges of the Arctic Indigenous Peoples
3. 学会等名 Cross-disciplinary International Seminar
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Kaito Suzuki and Yuko Osakada
2. 発表標題 The Meaning of the Distinction between Indigenous Peoples and Local Communities in International Environmental Law: Based on the ICC's Policy Paper
3. 学会等名 16th Polar Law Symposium
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 金子匡良
2. 発表標題 憲法学における「企業と人権」の位置づけ
3. 学会等名 全国憲法研究会2023年度秋季研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 近江美保
2. 発表標題 Feminist Judgments in International Law (国際法におけるフェミニスト判決)
3. 学会等名 国際人権法学会第35回研究大会 フェミニズム国際法インタレストグループ報告
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 菅原絵美
2. 発表標題 国際法学から見た「ビジネスと人権」
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 菅原絵美
2. 発表標題 国際社会における「ビジネスと人権」の枠組みと最近の動向
3. 学会等名 アジア国際法学会日本協会第10回記念研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金子匡良
2. 発表標題 優生思想と憲法
3. 学会等名 第4回障害法学会研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 “ Law and Policy on Transgender in Japan: Toward "Trans Rights as Human Rights”
3. 学会等名 Gender-Workshop zur Japanforschung 2019 ( 国際学会 )
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 谷口 洋幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 232
3. 書名 LGBTをめぐる法と社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>ビジネスと人権研究プロジェクト  <a href="https://bhrts2019-2022.org/">https://bhrts2019-2022.org/</a>  「ビジネスと人権」教育研究ネットワーク  <a href="https://sbhrnetwork.org/">https://sbhrnetwork.org/</a>  ビジネスと人権研究プロジェクト  <a href="http://bhrts2019-2022.org/">http://bhrts2019-2022.org/</a></p>
---

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川口 智恵 (Kawaguchi Chigumi)  (20789987)	東洋学園大学・グローバル・コミュニケーション学部・准教授  (32520)	
研究分担者	菅原 真 (Sugawara Shin)  (30451503)	南山大学・法学部・教授  (33917)	
研究分担者	細田 孝一 (Hosoda Koichi)  (30563308)	神奈川大学・公私立大学の部局等・名誉教授  (32702)	
研究分担者	金子 匡良 (Kaneko Masayoshi)  (50462073)	法政大学・法学部・教授  (32675)	
研究分担者	近江 美保 (Omi Miho)  (50732658)	神奈川大学・法学部・教授  (32702)	
研究分担者	山崎 公士 (Yamazaki Koshi)  (80145036)	神奈川大学・公私立大学の部局等・名誉教授  (32702)	
研究分担者	谷口 洋幸 (Taniguchi Hiroyuki)  (90468843)	青山学院大学・法学部・教授  (32601)	
研究分担者	松本 裕子 (小坂田裕子) (Matsumoto Osakada Yuko)  (90550731)	中央大学・法務研究科・教授  (32641)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	岩附 由香  (Iwatsuki Yuka)		
研究協力者	川島 聡  (Kawashima Satoshi)		
研究協力者	田中 竜介  (Tanaka Ryusuke)		
研究協力者	松岡 秀紀  (Matsuoka Hideki)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関